

長野県環境保全研究所外部評価懇談会開催要綱

(目 的)

第1 長野県環境保全研究所研究管理要綱第8条及び9条に規定する、長野県環境保全研究所（以下「研究所」という。）が行う業務、調査研究が真に県民益となるよう、中長期的な観点に基づき客観的かつ公正に行われているか評価を受けるため、外部評価懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、外部評価懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(構 成)

第2条 懇談会の構成員は次に掲げる者の中から、5名以内の範囲で研究所長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 環境保全、自然保護、保健衛生に関する団体関係者等
- (3) その他研究所長が必要と認める者

2 懇談会に座長をおき、座長は会議の議事を進行する。

3 座長は構成員の互選により選出する。

(会議の開催)

第3条 懇談会は原則として年に1回開催し、研究所長が構成員を招集する。

(開催方法)

第4条 懇談会の開催方法は別に定める「長野県環境保全研究所外部評価懇談会開催要領」によるものとする。

(附 則)

この要綱は平成18年11月6日から施行する。

平成23年3月30日一部改正

平成31年3月29日一部改正

令和5年3月7日一部改正

令和5年7月10日一部改正

令和7年2月18日一部改正